令和5年度第1四半期における専決処理(報告)

令和5年9月6日 原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和5年度第1四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

2. 内容

令和5年度第1四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係52件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係15件の計67件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和5年度第1四半期における専決処理案件(概要)

1.核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係(67件)

- (1)原子炉施設等に係る事業の変更の許可関係 1件(別表1) 例:日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理の事業に係る変更の許可 (別表1)
- (2) 原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 9件(別表2~10) 例:原子燃料工業株式会社熊取事業所に係る保安規定の変更の認可(別表2)
- (3)原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 28件 (別表11~38)

例:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設に係る核物質防護規定の変更の認可(別表11)

- (4)原子炉施設の変更の許可関係 1件(別表39)例:京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設に係る原子炉設置変更の許可 (別表39)
- (5)核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 4件(別表40~49) 例:三井金属鉱業株式会社総合研究所に係る核燃料物質の使用の変更の許可(別表40)
- (6)核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 1件 (別表44)例:MHI原子力研究開発株式会社に係る核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可

(別表44)

(7)原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定関係 2件 (別表45~46)

例:令和4年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び評定の結果の通知 並びに公表について(その1)(別表45)

- (8) 国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係 5件 (別表47~51) 例: 石塚硝子株式会社本社・岩倉工場に係る計量管理規定の変更の認可(別表47)
- (11) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 1件(別表52)

例:東京電力ホールディングズ株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可(別表52)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係(15件)

(12) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 14件

(別表53~66)

例:どうぶつの総合病院専門医療&救急センターに係る放射線発生装置の使用許可 (別表53)

(13) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 1件 (別表67) 例: 医療法人社団山中湖クリニックに係る放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の合併の認可

(別表67)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
	設等に係る	規定による廃棄事業の変更の許可	更の許可について(日本原	〇令和4年4月28日付け(令和4年12月27日付け及び令和5年2月17日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(大洗町)における廃棄物管理施設の竜巻対策の変更及び液体廃棄物処理施設の一部使用停止に伴う事業変更許可申請あり。 〇審査の結果、既許可の藤田スケール2の最大風速の竜巻に対する設計方針を継続することにより、藤田スケール2の最大風速の竜巻より風速が下回る藤田スケール1の最大風速の竜巻に対する設計方針を削除した場合においても、安全機能が損なわれないこと等を確認。 〇令和5年5月2日に許可。	
	設等に係る 保安規定	原子炉等規制法第22条第1項の規定 による加工事業者の保安規定変更の 認可(重要なものを除く。)に関するこ と。	加工施設保安規定の変更の 認可について(原子燃料工 業株式会社熊取事業所)	○令和5年2月15日付け(令和5年5月15日及び令和5年6月6日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から、新規制基準対応のため、同社熊取事業所(熊取町)の工事が終了した設備の管理等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、核燃料物質加工事業変更許可申請書を踏まえ、核燃料物質の臨界安全管理に係る制限値(核的制限値)の遵守に係る措置、設計想定事象等発生時の保全に関する措置等について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年6月19日に認可。	
3		原子炉等規制法第43条の3の24第1項 の規定による発電用原子炉設置者の 保安規定の変更の認可(重要なものを 除く。)に関すること。	の変更の認可について(関	〇令和5年3月31日付け(令和5年5月9日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、原子力規制検査における指摘を踏まえた、火災防護における系統分離対策の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 〇審査の結果、可燃性物質の管理、消火活動の実施等に係る手順書の整備、教育及び訓練の実施等について適切に定められていることを確認。 〇令和5年5月17日に認可。	
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	の変更の認可について(関	〇令和5年3月31日付け(令和5年5月9日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、原子力規制検査における指摘を踏まえた、火災防護における系統分離対策の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 〇審査の結果、可燃性物質の管理、消火活動の実施等に係る手順書の整備、教育及び訓練の実施等について適切に定められていることを確認。 〇令和5年5月17日に認可。	実用炉審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	の変更の認可について(関	〇令和5年3月31日付け(令和5年5月9日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、原子力規制検査における指摘を踏まえた、火災防護における系統分離対策の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 〇審査の結果、可燃性物質の管理、消火活動の実施等に係る手順書の整備、教育及び訓練の実施等について適切に定められていることを確認。 〇令和5年5月17日に認可。	

6	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	の変更の認可について(北	○令和5年2月28日付けで、北陸電力株式会社から、組織の名称変更に伴う保安規定の変 更認可申請あり。 ○審査の結果、組織の名称が変更されるが、保安に関する職務内容に変更はないこと等 を確認。 ○令和5年5月22日に認可。
7	原子炉等規制法第43条の3の24第1項 の規定による発電用原子炉設置者の 保安規定の変更の認可(重要なものを 除く。)に関すること。	の変更の認可について(中	○令和5年2月21日付け(令和5年4月26日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、被 実用炉審査部門 ばく管理用計測器の種類を電子式線量計からガラスバッジに変更すること等に伴う保安規 定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の改正に伴い、外部被 ばく線量測定に用いる線量計を電子式線量計からガラスバッジへ変更すること等を確認。 ○令和5年6月1日に認可。
8	の規定による発電用原子炉設置者の	の変更の認可について(九	〇令和5年1月20日付け(令和5年5月31日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、組実用炉審査部門織改正及び職務分担の見直しに伴う保安規定の変更認可申請あり。 〇審査の結果、組織改正に伴い職務が移管・統合されるが、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていること等を確認。 〇令和5年6月22日に認可。
9	原子炉等規制法第43条の3の24第1項 の規定による発電用原子炉設置者の 保安規定の変更の認可(重要なものを 除く。)に関すること。	の変更の認可について(九	織改正及び職務分担の見直しに伴う保安規定の変更認可申請あり。
10	による再処理事業者の保安規定の変	の認可について(国立研究 開発法人日本原子力研究開	○令和5年1月18日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイ クル工学研究所再処理施設(東海村)における、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関 する規定の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものについて、管理区域から搬 出するまでの混在防止の保安上の措置が適切に定められていること等を確認。 ○令和5年5月29日に認可。

11	設等に係る 核物質防 護規定の 変更の認	による国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取(重要な変更に関 するもの及び防護措置の機能に影響	に関する意見聴取について (国立研究開発法人日本原	○令和5年3月16日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: STACY施設における新たな貯蔵設備の増設。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
12		原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究炉等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	可について(国立研究開発 法人日本原子力研究開発機 構 原子力科学研究所原子	○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年6月13日に認	核セキュリティ部門
13		による国家公安委員会又は海上保安	関する意見聴取について(関 西電力株式会社 高浜発電	○令和4年11月15日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定重大事故等対処施設の防護対策の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14		なもの及び第72条第1項の規定により 行った国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取にて意見があった ものを除く。)に関すること。	可について(関西電力株式 会社 高浜発電所)	〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年4月21日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15		による国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取(重要な変更に関 するもの及び防護措置の機能に影響	関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株	○令和4年12月22日付け(令和5年3月22日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護モニタリング室の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

16	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	可について(東京電力ホール ディングス株式会社柏崎刈 羽原子力発電所)	(15と同件) 〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月11日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	関する意見聴取について(関	〇令和2年4月7日付け(令和4年12月6日補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 〇申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 〇認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	
18	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	可について(関西電力株式 会社 大飯原子力発電所)	(17と同件) 〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月12日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	申請に関する意見聴取における決裁文書の修正について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型	〇令和2年4月7日付け(令和5年2月10日補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 〇申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 〇認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。 〇添付文書に誤りがあったため、決裁文書を修正。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第43条の3の27第1項 の規定による発電用原子炉設置者の 核物質防護規定の変更の認可(重要 なもの及び第72条第1項の規定により 行った国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取にて意見があった ものを除く。)に関すること。	可について(国立研究開発 法人日本原子力研究開発機 構 新型転換炉原型炉ふげ	○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月17日に認	核セキュリティ部門

21	に 庁 す。 を-	よる国家公安委員会又は海上保安 長官の意見聴取(重要な変更に関 るもの及び防護措置の機能に影響	関する意見聴取について(国 立研究開発法人日本原子力 研究開発機構 高速増殖原	○令和4年11月22日付け(令和5年2月17日補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。○申請概要:立入制限区域の防護措置の変更。○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	の: 核: な: 行: 庁:	物質防護規定の変更の認可(重要	可について(国立研究開発 法人日本原子力研究開発機 構 高速増殖原型炉もんじゅ	○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月23日に認	核セキュリティ部門
23	に。 庁・ す・ を・	よる国家公安委員会又は海上保安 長官の意見聴取(重要な変更に関	関する意見聴取について(東 北電力株式会社 女川原子	○令和4年12月22日付けで東北電力から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。○申請概要:新規制基準への適合工事に伴う防護区域の変更。○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	の: 核: な: 行: 庁:		可について(東北電力株式 会社 女川原子力発電所)	(23と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月30日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	に。 庁・ す・ を・	よる国家公安委員会又は海上保安 長官の意見聴取(重要な変更に関	関する意見聴取について(日 本原子力発電株式会社 東	○令和5年1月25日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。○申請概要:防潮堤設置工事に伴う立入制限区域境界の変更。○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

26	原子炉等規制法第43条の3の27第1項 の規定による発電用原子炉設置者の 核物質防護規定の変更の認可(重要 なもの及び第72条第1項の規定により 行った国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取にて意見があった ものを除く。)に関すること。	可について(日本原子力発 電株式会社 東海第二発電 所)	(25と同件) 〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月30日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	関する意見聴取について(国 立研究開発法人日本原子力	〇令和4年9月1日付け(令和5年3月8日補正)で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 〇申請概要:廃止措置進捗に伴う防護区域及び周辺防護区域の変更。 〇認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の3の27第1項 の規定による発電用原子炉設置者の 核物質防護規定の変更の認可(重要 なもの及び第72条第1項の規定により 行った国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取にて意見があった ものを除く。)に関すること。	について(国立研究開発法 人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん原 子炉施設)	○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年6月9日に認	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	に関する意見聴取について (中国電力株式会社 島根原	〇令和5年2月10日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する 核物質防護規定の変更認可申請あり。 〇申請概要:漂流物対策工事に伴う一時的な立入制限区域等の変更。 〇認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	可について(中国電力株式 会社 島根原子力発電所)	(29と同件) 〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年6月9日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

31	原子炉等規制法第による国家公安委庁長官の意見聴取するもの及び防護を与えない軽微なるものを除く。)に関	員会又は海上保安 (重要な変更に関 昔置の機能に影響 変更の認可に関す	関する意見聴取について(中 国電力株式会社 島根原子	〇令和2年4月7日付け(令和5年3月2日補正)で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 〇申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 〇認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第の規定による発電 核物質防護規定の なもの及び第72条 行った国家公安委 庁長官の意見聴取 ものを除く。)に関す	用原子炉設置者の変更の認可(重要 第1項の規定により 員会又は海上保安 にて意見があった	会社 島根原子力発電所)	(31と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年6月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第による国家公安委庁長官の意見聴取するもの及び防護を与えない軽微なるものを除く。)に関	員会又は海上保安 (重要な変更に関 措置の機能に影響 変更の認可に関す	関する意見聴取について(九	〇令和2年4月7日付け(令和5年3月15日補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 〇申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 〇認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第の規定による発電。核物質防護規定のなもの及び第72条行った国家公安委庁長官の意見聴取ものを除く。)に関す	用原子炉設置者の変更の認可(重要 第1項の規定により 員会又は海上保安 にて意見があった	会社 玄海原子力発電所)	(33と同件) 〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年6月14日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第による国家公安委庁長官の意見聴取するもの及び防護を与えない軽微なるものを除く。)に関	員会又は海上保安 (重要な変更に関 昔置の機能に影響 変更の認可に関す	関する意見聴取について(日本原燃株式会社 再処理事	○令和4年12月27日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域拡張等に係る核物質防護規定の適用期限延長。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

36		規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	会社 再処理事業所再処理施設)	〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月9日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37		による国家公安委員会又は海上保安 庁長官の意見聴取(重要な変更に関		○令和4年12月27日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域拡張等に係る核物質防護規定の適用期限変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38		原子炉等規制法第51条の23第1項の 規定による廃棄事業者の核物質防護 規定の変更の認可(重要なもの及び 第72条第1項の規定により行った国家 公安委員会又は海上保安庁長官の意 見聴取にて意見があったものを除く。) に関すること。	可について(日本原燃株式 会社 再処理事業所廃棄物 管理施設)	(37と同件) 〇審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年5月9日に認可。 〇国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	設の変更	による変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設の 原子炉設置変更の承認につ いて(京都大学複合原子力 科学研究所)	〇令和3年12月14日付け(令和5年2月10日付け、令和5年3月24日付け及び令和5年4月13日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、複合原子力科学研究所(熊取町)における研究用原子炉(KUR)の標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等に伴う設置変更承認申請あり。 〇審査の結果、基準地震動の変更及び承認日以降に公表された知見の既承認申請書の評価内容への影響の確認並びに耐震Sクラスに対する耐震設計方針に関する基本方針に変更はないこと等を確認。 〇令和5年6月22日に承認。	研究炉等審査部門
40	質の使用 の許可又 は変更の	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	用の許可について(三井金 属鉱業株式会社総合研究	○令和5年3月23日付け(令和5年6月7日付けで一部補正)で、三井金属鉱業株式会社から、総合研究所(上尾市)における使用予定のない核燃料物質の貯蔵に係る使用許可申請あり。 ○審査の結果、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年6月15日に許可。	研究炉等審査部門

41			用の変更の許可について(日本核燃料開発株式会社)	社(大洗町)から、物性試験等に使用する装置の追加等に係る使用変更許可申請あり。 〇審査の結果、変更後においても、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 〇令和5年5月2日に許可。	研究炉等審査部門
42		による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第2項の規定により保安規 定を定めなければならない者に係るも	(東北大学金属材料研究所	○令和5年1月11日付けで、国立大学法人東北大学から、金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター(大洗町)における、試料の微細加工等に使用する装置の追加等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年5月23日に承認。	研究炉等審査部門
43		による核燃料物質の使用の変更の許	用の変更の許可について(国 立研究開発法人日本原子力 研究開発機構大洗研究所	○令和4年11月18日付け(令和5年4月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の汚染水の分析の実施等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年5月29日に許可。	研究炉等審査部門
44	質の使用		規定の変更の認可について	○令和4年9月15日付け(令和5年1月27日及び令和5年3月24日付けで一部補正)で、MHI原子力研究開発株式会社(東海村)から、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの使用等に伴う年間予定使用量の変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、年間予定使用量が適切に定められていること等を確認。 ○令和5年5月9日に認可。	研究炉等審査部門
	制検査の	項の規定による原子力規制検査の総	査の結果に基づく総合的な	○令和4年度に実施した原子力規制検査の結果に基づき、原子力事業者(実用発電用原子炉及び核燃料施設等(政令第41条非該当施設を除く))の検査の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評定を実施。 ○これらの事業者(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所を除く)は、年間を通じて第1区分(検査指摘事項なし又は検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLⅢ」以下)であり、「パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態」と評価。 ○東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、令和2年度に第4区分(安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」)となり、令和3年度及び令和4年度において追加検査が継続していることから、令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、「事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態」と評価。 ○令和5年5月29日に評定。	

46		項の規定による原子力規制検査の総合的な評定に関すること。	査の結果に基づく総合的な 評定及び評定の結果の通知	設に限る)の検査の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評定を実施。	検査監督総括課
	物資に係る 計量管理 規定の認	原子炉等規制法第61条の8第1項の規 定による国際規制物資使用者以外に 係る計量管理規定の認可及び変更の 認可(重要なものを除く。)に関するこ と。	ついて(石塚硝子株式会社	○令和5年3月10日付けで石塚硝子株式会社から、組織改正に係る計量管理責任者等の所属する組織名称の変更等に伴う本社・岩倉工場(岩倉市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者等の所属する部署の名称等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年4月19日に認可。	保障措置室
48			ついて(三菱ケミカル株式会	〇令和5年3月24日付けで三菱ケミカル株式会社から、計量管理責任者の部署名称の変更、事業所名称の変更等に伴う鶴見研究所(横浜市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 〇審査の結果、計量管理責任者の部署名称、事業所名称の変更等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 〇令和5年5月19日に認可。	保障措置室
49		定による国際規制物資使用者以外に 係る計量管理規定の認可及び変更の	ついて(国立大学法人筑波	直しに伴うアイソトープ地球システム研究センター(つくば市)の計量管理規定の変更承認	保障措置室
50		原子炉等規制法第61条の8第1項の規 定による国際規制物資使用者以外に 係る計量管理規定の認可及び変更の 認可(重要なものを除く。)に関するこ と。	ついて(株式会社住田光学	○令和5年5月29日付けで株式会社住田光学ガラスから、計量管理責任者の役職変更等に伴う浦和工場(さいたま市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職変更等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年6月28日に認可。	保障措置室

51		原子炉等規制法第61条の8第1項の規 定による国際規制物資使用者以外に 係る計量管理規定の認可及び変更の 認可(重要なものを除く。)に関するこ と。	ついて(公益財団法人 日本 分析センター 本部)	〇令和5年5月31日付けで公益財団法人 日本分析センターから、組織名変更に係る計量管理責任者の役職変更等に伴う公益財団法人 日本分析センター 本部(千葉市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 〇審査の結果、組織名変更に係る計量管理責任者の役職変更等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 〇令和5年6月28日に認可。	保障措置室
52	福島第一	原子炉等規制法第64条の3第2項の規 定による実施計画の変更の認可(重 要なものを除く。)に関すること。	計画の変更認可について	○令和5年2月15日付け(令和5年4月10日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、5号機取水口周辺の管理対象区域変更に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、既認可の実施計画の規定に基づき、当該管理対象区域の設定及び解除が適切に行われること、また、適切に区域区分の維持・管理が行われることを確認した。 ○令和5年4月17日に認可。	

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
53	位元素等 の使用の 許可または	放射性同位元素等規制法第3条第1項 の規定による放射性同位元素及び放 射線発生装置の施設検査を要する使 用の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	申請について (どうぶつの総合病院 専門	○令和5年1月30日付けで、ベテリナリアンズシナジー株式会社から、どうぶつの総合病院専門医療&救急センター(川口市)において放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年4月7日に許可。	放射線規制部門
54		放射性同位元素等規制法第3条第1項 の規定による放射性同位元素及び放 射線発生装置の施設検査を要する使 用の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	申請について (医療法人医誠会 医誠会 国際総合病院)	〇令和5年3月2日付け(令和5年3月7日付け一部補正)で、医療法人医誠会から、医誠会国際総合病院(大阪市)において放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて、使用許可申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年5月19日に許可。	放射線規制部門
55		放射性同位元素等規制法第3条第1項 の規定による放射性同位元素及び放 射線発生装置の施設検査を要する使 用の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	申請について	〇令和5年3月14日付けで、山形県から、山形県立新庄病院(新庄市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて、使用許可申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年6月5日に許可。	
56		の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使	申請について (岐阜県厚生農業協同組合 連合会 岐阜・西濃医療セン	○令和5年3月27日付けで、岐阜県厚生農業協同組合連合会から、岐阜・西濃医療センター西濃厚生病院(大野町)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年6月19日に許可。	放射線規制部門

57	放射性同位元素等規制法第10条第2 項の規定による施設検査を要する変 更の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	発生装置の許可使用に係る	○令和5年2月6日付けで、地方独立行政法人大阪府立病院機構から、大阪急性期・総合 医療センター(大阪市)における、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材 変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技 術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年4月7日に許可。	放射線規制部門
58	放射性同位元素等規制法第10条第2 項の規定による施設検査を要する変 更の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	に係る変更許可申請につい	〇令和5年2月16日付けで、医療法人社団金地病院から、医療法人社団金地病院(東京都北区)における、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年4月7日に許可。	放射線規制部門
59	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	に係る変更許可申請につい て (地方独立行政法人大阪府	〇令和5年2月22日付けで、地方独立行政法人大阪府立病院機構から、大阪はびきの医療センター(羽曳野市)における、放射線発生装置(直線加速装置)の使用施設の遮蔽材変更について、変更許可申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年4月7日に許可。	放射線規制部門
60	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	発生装置の許可使用に係る	○令和5年1月4日付け(令和5年3月9日付け一部補正)で、独立行政法人地域医療機能推進機構から、中京病院(名古屋市)における、放射線発生装置(直線加速装置)の1台追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年4月7日に許可。	放射線規制部門
61	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	発生装置の許可使用に係る 変更許可申請について (国立研究開発法人量子科	〇令和4年10月25日付けで、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区(千葉市)における、密封されていない放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設等に係る変更許可申請があった。 〇審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年5月22日に許可。	放射線規制部門

62	放射性同位元素等規制法第10条第2 項の規定による施設検査を要する変 更の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	に係る変更許可申請につい	〇令和5年2月13日付けで、日本赤十字社から、愛知医療センター名古屋第二病院(名古屋市)における、装置老朽化に伴う、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年5月22日に許可。	放射線規制部門
63	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線 発生装置の許可使用に係る 変更許可申請について (群馬県立がんセンター)	○令和5年3月14日付けで、群馬県から、群馬県立がんセンター(太田市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加すること等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年6月5日に許可。	放射線規制部門
64	放射性同位元素等規制法第10条第2 項の規定による施設検査を要する変 更の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	発生装置の許可使用に係る	〇令和5年3月3日付けで、国立研究開発法人理化学研究所から、大型放射光施設(SPring-8)(佐用町)における、既設の放射線発生装置(シンクロトロン(蓄積リング))放射光ビームラインの性能変更及び遮蔽変更等に係る変更許可申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年6月5日に許可。	放射線規制部門
65	放射性同位元素等規制法第10条第2 項の規定による施設検査を要する変 更の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	に係る変更承認申請につい	〇令和5年3月27日付けで、国立大学法人東海国立大学機構から、岐阜大学応用生物科学部附属動物病院(岐阜市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加することについて、変更承認申請があった。 〇審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 〇令和5年6月5日に承認。	放射線規制部門
66	放射性同位元素等規制法第10条第2 項の規定による施設検査を要する変 更の許可(重要なものを除く。)に関す ること。	発生装置の許可使用に係る	○令和5年3月20日付けで、医療法人鉄蕉会から、亀田総合病院(鴨川市)における、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年6月22日に許可。	放射線規制部門

67	使用者に係 る合併又は	第1項の規定による特定許可使用者に 係る合併又は分割の認可(重要なもの	発生装置の許可使用者である法人の合併に係る認可申	○令和5年4月28日付けで、令和5年6月1日に医療法人社団ミッドタウンクリニックが医療法人社団山中湖クリニックを吸収合併することにより地位を承継する認可申請があった。 ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。 ○令和5年5月15日に認可。	放射線規制部門